

政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則 **申請は不要** です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

福岡市

①支給に関する事前通知を送付します。

②希望しない場合や支給口座を変更する場合は、事前通知に記載の期限までに裏面記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

③児童手当受給口座等へ振り込みます。

注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

子育て
世帯

申請が必要な方

※原則申請が不要な場合（いずれも公務員を除く）

令和 7 年 9 月分の児童手当を受給している場合。

令和 7 年 9 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日生まれの児童分の児童手当を受給する場合。

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

平成19年4月2日から令和8年3月31日生まれの児童。

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

対象児童を養育している**児童手当受給者**の方。

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき **2 万円**（1 回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

2月10日から順次支給を開始します。支給に関する事前通知が届いた人で、入金の確認ができなかった場合は裏面記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

注) 裏面「6」の方については、申請受付後、2月末以降に順次支給を開始します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、事前通知送付時点で登録されている最新の児童手当受給口座が、届出書により届け出た口座に振り込みます。

(2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、すみやかに下記お問い合わせ先へご連絡ください。

6. 申請が必要になるのはどんな時？

**次のような場合は、申請が必要です。
申請書+必要書類を提出してください。**



申請
期限
など
から
詳細
は
こちら

- ・ 公務員の方で、職場から児童手当を受けている時
- ・ 離婚（離婚調停中などの場合も含まれます）により、令和7年10月分以降から児童手当を受けとる立場になった時
- ・ 令和7年9月分の児童手当を受けている方が、海外へ引っ越しした時 など

7. こんなときはどうなるの？

■ 引っ越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。 ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■ DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当を受給できる場合がありますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（福岡市）

福岡市物価高対応子育て応援手当コールセンター
電話： **092(402)3755**
(受付時間：平日9:30～17:30)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話： **0120-252-071**
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに福岡市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに福岡市のコールセンター又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。